

太田市養育支援訪問事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子育てに対して不安や孤独感等を抱える家庭、様々な原因により養育支援を必要とする家庭等に対して、子育て経験者等による育児及び家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を行う訪問事業（以下「養育支援訪問事業」という。）を実施することにより、個々の家庭が抱える養育上の諸問題の解決及び軽減を図ることを目的とする。

(事業の対象)

第2条 養育支援訪問事業は、乳児家庭全戸訪問事業の実施結果、母子保健事業等に基づく情報提供、関係機関からの連絡等により、養育支援が特に必要であると認められる次に掲げる家庭（以下「対象家庭」という。）を対象に実施する。

- (1) 若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診者や望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭
- (2) 出産後間もない時期（おおむね1年程度）の養育者が育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題により、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭
- (3) 生活環境等が不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭
- (4) 養育者の病気等で養育上の問題を抱える家庭や児童が児童養護施設等の退所後の家庭復帰のための支援が必要な家庭
- (5) その他養育支援訪問事業による養育支援が必要であると認められる家庭

(事業の内容)

第3条 養育支援訪問事業は、次に掲げる支援等を専門的相談又は家事及び育児援助の方法により行うものとする。

- (1) 産褥期の母子に対する育児支援
- (2) 養育者に対する身体的及び精神的な問題に対する相談及び支援
- (3) 若年の養育者に対する育児支援
- (4) 児童養護施設等を退所後の支援を必要とする家庭の養育支援
- (5) その他市長が必要と認める支援

(訪問支援者)

第4条 市長は、前条の事業を行うに当たり、次の各号の支援等の方法ごとに当該各号に定める者を訪問支援者として任命し、第2条各号に掲げる対象家庭に派遣するものとする。

- (1) 専門的相談 家庭児童相談員、保健師、助産師、民生児童委員等
- (2) 家事及び育児援助 子育て支援に関する深い関心と理解を有し、市の指

定する研修を受講した家庭訪問支援員

2 訪問支援者は、養育支援訪問事業による訪問支援を実施したときは、訪問記録を作成し、市長に提出しなければならない。

(中核機関)

第5条 養育支援訪問事業の中核となる機関（以下「中核機関」という。）は、福祉こども部こども課とする。

2 中核機関は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 訪問支援計画の策定
- (2) 対象家庭に対する他の支援との連絡調整
- (3) 養育支援訪問事業による支援の進行管理
- (4) その他市長が必要と認める事項

(守秘義務)

第6条 訪問支援者は、職務上知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。